

(別紙１)

石巻市かわまち交流拠点指定管理に係るリスク分担表

種 類	内 容	石巻市	指定管理者
書類の誤り	市が責任を持つ書類の誤りによるもの	○	
	指定管理者が責任を負うべき書類の誤りによるもの		○
法令又は税制変更	施設管理、運営に影響を及ぼす法令等の変更	○	
	指定管理者自身に影響を及ぼす法令変更		○
税制度の変更	新税又は税率の変更によるもの	協議による	
物価変動	人件費、物品費等の物価変動に伴う経費の増		○
需要・金利変動	需要・金利の変動に伴う経費の増減		○
資金調達	必要な資金の確保		○
安全性の確保 第三者賠償	施設の設置瑕疵 ^{かし} において第三者に損害を与えた場合	○	
	施設の管理瑕疵において第三者に損害を与えた場合		○
	施設の維持管理又は事業運営における安全性の確保又は周辺環境の保全		○
施設・設備・備品等の 修繕	修繕に要した経費の年度合計額が２００万円以下		○
	修繕に要した経費の年度合計額が２００万円を超える場合	○	
	指定管理者の故意又は過失によるもの		○
	施設、設備の設計、構造上の原因によるもの	○	
業務不履行	指定管理者の業務不履行による指定管理業務の破綻等		○
許認可の取得遅延	市が取得すべきもの	○	
	指定管理者が取得すべきもの		○
不可抗力	天災や暴動等、いずれの責めにも帰すことのできない事由による施設・設備の修復及び指定管理業務の継続不能	○	
セキュリティ	警備不備による情報漏えい、犯罪の発生		○
備品（市所有）の新規 購入及び更新	新規購入	○	
	老朽化による更新	○	
保険加入	各種賠償責任保険（指定管理者賠償責任保険）など		○
周辺地域、住民及び 施設利用者への対応	業務に対する住民及び施設利用者からの要望、苦情等		○
	上記以外で市が対応すべきもの	○	
事業終了時の費用	指定期間終了時、期間中に業務を廃止した場合、又は指定を取り消された場合における原状回復及び撤収費用		○